

聖籠町海のにぎわい館条例をここに公布する。

平成二十三年九月二十六日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第十七号

聖籠町海のにぎわい館条例

(目的及び設置)

第一条 海洋レクリエーション活動を通じて、町内外の住民の交流を促進し、地域の活性化及び観光の振興を図ることを目的に、聖籠町海のにぎわい館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 聖籠町海のにぎわい館の名称及び位置は、次のとおりとする。

一 名称 聖籠町海のにぎわい館

二 位置 聖籠町大字網代浜一六一二番地五

(指定管理者による管理)

第三条 聖籠町海のにぎわい館（以下「海のにぎわい館」という。）の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の第二項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に海のにぎわい館の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、規則で定める基準に照らし、最も適当な者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

3 町長は、前項の規定により選定した候補者について、

法第二百四十四条の二第六項の規定による議会の議決があつたときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

4 町長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を速やかに告示しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第一条の目的を達成するために必要な業務
- 二 海のにぎわい館及び設備の維持管理に関する業務
- 三 海のにぎわい館の利用の許可に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、海のにぎわい館の管理に関する業務のうち、法令又は条例の定めにより町長の権限に属する事務を除く業務

（協定の締結）

第六条 指定管理者は、規則で定める事項について、町長と海のにぎわい館の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第七条 指定管理者は、毎年度終了後六十日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第九条第一項の規定により指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して六十日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第八条 町長は、海のにぎわい館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第九条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。

3 第四条第四項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(利用時間)

第十条 海のにぎわい館の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者が必要と認め町長の承認を得たときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第十一条 海のにぎわい館の休館日は次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認め町長の承認を得たときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

一 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める休日にあたるときは、その翌日)

二 十二月二十九日から翌年の一月三日まで
(利用の許可)

第十二条 海のにぎわい館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とする。

2 指定管理者は、管理運営上特に必要があると認めると

きは、前項の許可に条件を付けることができる。

（利用の不許可）

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上不
相当と認めるとき。

（利用料金）

第十四条 第十二条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、海のにぎわい館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものと
とする。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定
管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別
の事由があると認めるときは、後納させることができる。

（利用料金の減免）

第十五条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用
料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第十六条 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付し
ない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、
その全部又は一部を還付することができる。

一 利用者の責任によらない事由により、利用すること

ができなくなつたとき。

二 利用者が利用の取消しの申出をした場合で、指定管理者が正当な事由があると認めたととき。

(目的外の利用等の禁止)

第十七条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第十八条 利用者は、海のにぎわい館の利用にあたって、特別の設備を設け、又は既存の設備を変更することができない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの許可を受けた場合に要する費用は、当該利用者の負担とする。

(利用許可の取消し等)

第十九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用を中止させることができる。

一 利用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

二 指定管理者の指示した事項に違反したとき。

三 その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたととき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、町及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(現状の回復)

第二十条 利用者は、海のにぎわい館の利用を終了したとき、又は利用を中止したとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに現状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第二十一条 利用者は、故意又は過失により海のにぎわい館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報管理)

第二十二条 指定管理者は、海のにぎわい館の管理に係る業務を行うにあたっては、当該業務の実施に伴い取得した個人情報漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該個人情報適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者(以下この項において「従事者」という。)は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

(町長による管理)

第二十三条 町長は、第三条の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合において、海のにぎわい館の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 一 指定管理者の指定をすべき者がいないとき。
- 二 第九条第一項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 指定管理者が天災その他の理由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となったとき。

2 前項の規定により町長が海のにぎわい館の管理の業務の全部又は一部を自ら行う場合において、町長は、第十四条第三項に定める別表の額を使用料として徴収するものとする。

3 町長は、前項の使用料について、特別の理由があると認めるときは、その全部若しくは一部を免除し、又は還付することができる。

4 指定管理者が行う管理の業務に関する条例の規定は、第一項の規定により町長が自ら行う管理の業務について準用する。この場合において、当該規定に関する技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、この条例の施行の日前においても、第四条に規定する指定管理者の指定の手続、第六条に規定する協定の締結、その他この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表

利用料金

施設名 \ 区分	午前 9 時から 午後 12 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
小会議室	2,000 円	2,500 円	4,000 円
大会議室	2,500 円	3,000 円	5,000 円
シャワー	1 回につき 200 円		

備考

- 1 暖房又は冷房を使用する場合は、利用料の 20 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用時間が本表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算はしない。
- 3 第 10 条ただし書きの規定により利用時間を変更し、午後 5 時以降に利用する場合の利用料金については、午後 1 時から午後 5 時までの料金を準用するものとする。